

令和5年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和5年11月21日(火曜日)

○日時 令和5年11月21日 午後1時00分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 市内中学生の事故に係る対処について
 - (1) 経過について
 - (2) 予算について

○出席委員(7名)

委員長	永本浩子
副委員長	村椿敏章
委員	金兵智則
	栗田政男
	里見哲也
	古田純也
	古都宣裕

○欠席委員(0名)

○議長 平賀貴幸

○傍聴議員(6名)

	石垣直樹
	小田部照
	澤谷淳子
	立崎聡一
	深津晴江
	松浦敏司

○説明者

副市長 後藤利博

教育長 岩永雅浩
学校教育部長 北村幸彦
学校教育部次長 大垣正紀
学校教育課長 高橋善彦
学校教育課参事 里見達也

○事務局職員

事務局長 岩尾弘敏
次長 石井公晶
総務議事係 早渕由樹

午後1時00分開会

○永本浩子委員長 ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、所管事務調査であります。新聞等で報道されておりますとおり、8月中旬に市内中学生が亡くなる事故が発生し、この件について教育委員会において調査委員会を発足し、調査が行われております。

本件につきまして本日説明を受けますが、事故の内容、調査の状況などの経過については、プライバシーに関わる内容に触れる恐れがありますので、

(1) 経過についての部分は、網走市議会委員会条例第18条に基づき、秘密会として調査を行うことといたしたいと思います。

それでは、お諮りいたします。

この(1)経過についての部分を秘密会とすることに御異議ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、(1)経過についての部分の調査は秘密会として行うことに決定いたしました。

この(1)経過についての部分はインターネット中継をせずに秘密会を行い、次の(2)予算についての部分は通常どおりインターネット中継としたいと思います。

それでは、議員、事務局職員、関係説明員以外の方は退場願います。

午後1時02分休憩

午後1時03分再開

秘密会

午後2時58分休憩

午後2時59分再開

○永本浩子委員長 それでは委員会を再開いたします。

次に、(2)予算について説明を求めます。

○高橋善彦学校教育課長 それでは次に、今回の案件に係る予算についてを御説明させていただきます。

今回の案件につきましては、御遺族へ最大限の配慮を行いつつ、迅速に進めていく必要がございましたので、直ちに調査委員会を設置しようと考え検討したところでございます。

先ほども触れましたが、本年6月に補正予算の承認をいただきました、3月21日設置の調査委員会に係る経費の執行状況を確認しましたところ、今回新たな調査委員会を設置しても、直ちに予算の補正が必要となることはないということが確認できましたので、二つの調査委員会の進捗状況を把握しながら、まずは既定予算の中で執行していくことと判断したところでございます。

今後の執行状況におきましては、10月11日設置の調査委員会に係る補正予算を検討しなければなりません。現在のところ現行予算額の範囲内で対応できるものと見込んでいます。

説明については以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは、ただいまの説明に対し、質疑ございますか。

○古都宣裕委員 新しく立ち上げた調査委員会の調査に関わる弁護士さん、カウンセラーさんはそれぞれ何名で、時給が幾らで、見込みとして月何回、どれぐらいでやってっていう、前回の6月のときはそういう細かい説明があったんですけども、今回どのようになっていますか。

○高橋善彦学校教育課長 まず、調査委員会委員ですけれども、5名の調査委員で構成されております。職種につきましては大学教授、医師、社会福祉士、弁護士、カウンセラーの5名でございます。

調査委員会経費につきましては、先に設置している調査委員会の報酬と全く同様で、委員長が6,500円、委員が6,000円となっております。

また、調査業務に係る、いわゆる委託料でございますが、こちらも先の調査委員会の委員の業務委託と同様、弁護士が1時間当たり2万2,000円で、カウンセラー等が1時間当たり4,300円というような同様な形で組んでおります。ここがどの程度今後進んでいくかというところでございますけれども、10月11日に設置をしまして、想定としましては4か月程度で終わるといふ見込みを立てた中で、それぞれ66時間程度、弁護士66時間、約70時間程度ですけれども、カウンセラーも含めまして、そういった形で見込んでいるところでございます。

○古都宣裕委員 6月の委員会、僕は改めて見直して、この部分の委員会を1回見直してきたんですけども、このときに弁護士に関するものに対しては、時給は、普段の相談なら30分5,000円だけれども、業務量が多くなるためっていうので、今回聞き取りの調査範囲が広いということとなっていた部分もあ

っての2万2,000円というふうな理解だったんですよ。今回1つの事柄に対してばつと聞く、調査料としても多くはなるとは思いますが、それでも同じ2万2,000円っていう、前は弁護士会にお話を聞いてから決めていたと思うんですけども、今回も同様に弁護士会にお話を聞いているということですか。

○高橋善彦学校教育課長 今回の案件も先のものと同様、弁護士会の方にお話をさせていただきまして、逆に、弁護士会のほうからそういった形で、当然同じ単価でということをお話を受けているところでございますので、先の件とボリューム感が違うというようなことかとは思いますが、やはりそこが弁護士という専門職でございますので、案件で、事件の違いというところはありますけれども、それ相当の責務が必要となるものではないかなということと同様の金額とさせていただいております。

○古都宣裕委員 わかりました。

ただ、今回この予算で見ると、カウンセラー等っていうのもあって、カウンセラーとは何なのかっていうのもちょっと聞きたいんですけども、それと弁護士さんと合わせると、時間程度で言うと、大体170万円くらいは資金が、以前あったお金から出ていくのかなというふうに思います。前回の調査費ではたしか823万円だったんですけども、そして、それから66時間から70時間分引くっていうことは、前回のものとも予定していた調査の部分の時間から70時間分を差し引くということなんですけれども、それは足りるんですかっていうのがちょっと疑問なんですけれども。

○高橋善彦学校教育課長 先に調査が進んでいる部分の調査委員会の経費を、8月末現在の執行状況を確認した上で、決算見込みと言いますか、そういったところを確認した上では、今のところ今ついている事業費の予算の中で収まるのではないかとということを見込んでおります。

○古都宣裕委員 じゃあそもそも一番最初で、6月に上げたときにはかなり大きく見込んで、請求していたっていうことなんですかね。

○高橋善彦学校教育課長 6月に承認いただいた予算につきましては、当然積算見込みがあって御提案させていただいたところではございますけれども、何分初めての調査でございますので、どの程度一体かかるかというものがなかなか見えてこなかった部分がございますので、それが今となっては課題であ

ったのかというような御質問ですけれども、いずれにしても、今、その二つの案件がある中で、既定の、その全体事業費の中で賄えるのではないかなというふうに考えたところでございます。

○古都宣裕委員 今回、事が起こったときには、調査委員会の立ち上げっていうのが義務付けられているということで決まっていたと思うんですけれども、となるとですよ、これ9月のときに僕は説明できたんじゃないのかなと思うんですけれども、なぜそこは至らなかったんでしょう。

○高橋善彦学校教育課長 9月の補正予算、あの時期にこの件については検討を始めていたところでございます。ただ、先ほど来申し上げましたとおり、先の調査委員会に係る経費の執行状況を確認したところ、今のところは当初の9月に補正予算を上げなくても新しい調査委員会の設置ができるのではないかなということで検討をして、そういった形で判断をしたところでございます。

○古都宣裕委員 私もどうなんだろうと思って調べた部分もあるんですけれども、地方自治法220条第2項で一応流用はできないとなっているんですけれども、必要に応じてできる部分もあるというふうに書かれていたので、できる部分に同じ調査ということで当たるのかなという理解はしたんです。ただ、6月16日、高橋課長の説明で、市内中学校で発生したいじめ問題についての調査として予算を上げているわけですよ、起こったものに対して。その時点で、これからものに対しては何も聞いていないわけですよ。その中での予算で、今はもちろん予算が足りるっていうのは6月から12月まで分までの見込んだ計算をしているんだから、それは今その分をちょっと前借りしたって足りるのはわかるんです。でも、足りなくなる可能性だってあるわけじゃないですか。となると、僕はこの立ち上げが決まっている時点で議会へある程度の説明っていうのは必要だったと思うんですけれども、どうなんでしょう。

○高橋善彦学校教育課長 古都委員おっしゃるとおり、先ほど来からの経過も含めて、この予算の執行の仕方についても、早い段階で皆様にお伝えをしておくべきだったというふうに考えているところでございます。

○古都宣裕委員 今回、このような経緯となったんですけれども、そういった経緯も全部それが、高橋課長が決めたわけではないのももちろん思うんですけれども、教育委員会って、最終的に教育長が判断し

た上でこのようなやり方というふうになったということではないんですか。

○岩永雅浩教育長 そのとおりです。

○古都宣裕委員 一応わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○里見哲也委員 今の質問と大分重複するところがあるんですけれども、やっぱり支出は、議会の中で議決して決めていることから言うと、今回法的に支出費目が同じで、現在、予算の動きと執行状況の動きでオーケーとは言っても、理由はわかるんですけれども、その個人情報の拡散とか、未確認情報の拡散を、人前に触れるような決議の中でっていうのはわかるんですが、やっぱり公開しない中でもって言うと秘密会っていうような感じになってしまいますけれども、知らないこういう状況に我々はなるわけで、今後のことにもほかの費目もいろいろあるとは思いますが、やはりちょっと情報のやり取りの在り方ということの中では、何らか我々にも知る方法があったほうが良かったかなというふうに思います。なので、これが間違ったやり方をしているんじゃないことは理解していますけれども、やはりもう少し情報の交換の在り方として、何かいい方法があればなというふうに思います。

以上です。

○永本浩子委員長 答弁は求めますか。

○里見哲也委員 求めないです。

○金兵智則委員 法的には問題ないんでしょうけれども、僕はこのやり方は間違っていると思います。やり方として間違っています。

6月に通したのは3月21日の件に対する調査委員会の分を僕は通したつもりです。10月に新たに立ち上がる調査委員会に、法律上は流用しても問題ないんでしょうけれども、それに使うんだったらまた話は違うんじゃないのっていう話に僕はなる気がします。例えば、道路を直す予算をつけました、お金が間に合いそうなのでここでやるつもりでしたけれども、あっちもやります。それだったら僕らって必要ですか。これ、議会軽視って言われても、教育長、副市長、このやり方は、そんな簡単にわかりましたって言うていい案件じゃない気がするんですけれども、いかがですか。

○後藤利博副市長 予算の執行ということだと思いますけれども、確かに、金兵委員おっしゃるとおり、例えば道路事業ですとか、それぞれの道の箇所名などが事業そのものの、なんて言うんですか、名称と

して予算が配分されてと言いますか、ついていると思います。今回のケースは予算としてのくくりは、例えばどこどこ学校調査委員会事業とか、そういう名目ではないんですね。いじめ対策事業というくくりの中で動いている予算でございます。ただ、実際に6月に補正を組ませていただいたときには、今回補正する内容は、どこどこ学校の部分ですということをお説明しておりましたので、そういうことを考えますと、本来であれば、前段のお話であったとおり、そういう中で予算についても執行残がこういう中で、この中で動くことができます。それは流用ではありません。事業自体はいじめ対策事業の中で動いているわけですが、流用ではないんですけれども、そういう御説明ができれば本来であったかなというふうには思っております。

○金兵智則委員 そうでなければ困ります。どこどこ中学校ってついていないので、やってやることには間違いないんだっていうのはわかりますけれども、じゃあこの予算額を立てたときの根拠は、じゃあどうやって出したんですかっていう話に戻っちゃいますからね。やっぱりその辺はきちんと説明は今後していただかなきゃ困るというふうに思いますけれども、大丈夫でしょうか。

○北村幸彦学校教育部長 委員御指摘のとおり、先ほどもちょっと述べさせてもらいましたけれども、やはりちょっと配慮に欠ける対応があったということは認識しております。今後につきましてもこうしたことがないよう議長や委員長などとも相談しながら、対応に努めてまいりたいと思っております。

○金兵智則委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○栗田政男委員 よく内部的には行われていることらしいですね、聞くと。だけれども、言っている意味は、今回いじめに特化しているわけじゃないんですね。調査委員会、実は。ですから、やっぱり別物なんですよ。別の案件なんですよ、まるっきり、リンクして両方が動くわけじゃないので。

感情論になるんでしょうけれども、やはり役所ってのはそういうところをきっちりやっておかないと、民間だと結構流用してっていうのがあるんですけれども、それは民間の話ですからあれですけれども、やっぱり公会計ですもんね、我々のこの役所っていうのは。行政っていうのは。だから、やっぱりしっかりとそれをはっきりして、それが目的で答えてもらえばわかると思うんですが、我々に報告しづらか

ったからこういうやり方をしたんじゃないですか。

○北村幸彦学校教育部長 種々御指摘はございます。何て言いますかね、その内容を説明しなくていいからということではなくて、予算の執行上可能であるという判断の下今回行ったところでございます。先ほど申し上げましたが、事前に説明がなかったっていう対応につきましてはちょっと配慮に欠ける部分があると思いますので、今後につきましては種々相談しながら対応してまいりたいと考えております。

○栗田政男委員 先ほど課長の説明だと、そっちのお金を、最初我々が通した部分で間に合うような説明があったんですが、委員のほうからは、それじゃ足りなくなるでしょうと、最終的にはということ。どっちが本当なんだろうかね。

○高橋善彦学校教育課長 現在のところというところでございますので、今後の動き方次第ではやはり足りなくなる部分もあろうかと思っておりますので、その際には改めまして補正予算のほうを提案させていただきたいというようなことでございます。

○栗田政男委員 そういう意味からしても、やっぱり分けてきちんと計上して、我々の委員会、議会を通してしっかり執行なされたほうが、先ほどから言っていますけれども、大切なことなんですよ。自分の子供さんだったらどうします。その方を思って、皆さん真剣に考えてください、本当に。どんなに辛い思いしているかわかってあげてほしいなっていうふうに思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

○古都宣裕委員 ごめんなさい、ちょっと戻るんですけれども、先ほどの細かい中に、時給4,300円のほうの中にカウンセラー等と急に入ったんですけれども、その等っていうのはカウンセラー以外何なのでしょう。

○高橋善彦学校教育課長 カウンセラーのほかに、社会福祉士ですとか、医師というところはあまり想定しておりませんが、いわゆる弁護士以外というような考え方でございます。主にはカウンセラーの方と社会福祉士の方が入るかなというような想定をしているところでございます。

○古都宣裕委員 4,300円の時給の根拠の資格者が入るのかどうかということちょっと質問させていただきました。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

では質疑がない、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑がないようですので、以上を持ちまして文教民生委員会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午後3時19分閉会
